



答申第 874 号
令和 2 年 7 月 30 日

神戸市交通事業管理者
岸田 泰幸 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 22 日付け神交自市運第 527 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーによる
車両の安全性モニタリング実証実験について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 市バスに A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーを設置して、映像データ、位置情報等を収集し、運転手の日常の運転習慣や危険挙動等を検知し、警告することや運転技術を定量的に評価することは、運転技術の改善が期待され、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

AI搭載通信型スマートドライブレコーダーによる
車両の安全性モニタリング実証実験について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 874

◎は条例第7条第3項が含まれるもの

【収集する情報】

- ◎1 カメラ映像（路線バス前方を通過またはすれ違う人物や車両等の画像等）
- 2 3軸センサ
- 3 GPS情報



答 申 第 875 号
令 和 2 年 7 月 30 日

神戸市交通事業管理者
岸 田 泰 幸 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 22 日付け神交自市運第 527-2 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーによる
車両の安全性モニタリング実証実験について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 市バスに設置する A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーにより捉えた動画等の情報を、クラウドを活用して電子計算機処理することは、運転手の安全運転のサポートや定量的評価による指導の効率化が期待され、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

A I 搭載通信型スマートドライブレコーダーによる
車両の安全性モニタリング実証実験について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 875

◎は条例第 11 条第 2 項が含まれるもの

【収集する情報】

- ◎ 1 走行情報（路線バス前方を通過またはすれ違う人物や車両等の画像等）
- 2 運転手状態（居眠り・わき見運転）
- 3 撮影日時
- 4 急ブレーキ
- 5 急発進
- 6 急カーブ
- 7 衝突検知
- 8 車間接近検知
- 9 片より走行